

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁	
120010	河川敷において作物栽培可能とする要件緩和	河川法第27条、河川法施行令第15条の4	河川区域内の土地の掘削等を行う場合は、河川管理者の許可を必要としている。ただし、河川管理上支障を生じおそれ少ない軽微な行為については、許可は必要ないものとしている。	人と地域を再生する「菜の花プロジェクト」を一般河川の河川敷にて展開し、菜種を収穫出来る様、要件緩和を求める。	本プロジェクトの目的は、 「農後の母なる戸田川を「清流」として取り戻し、癒しの場と人が集まる場所として蘇らせる。使い終わった天ぷら油をディーゼル燃料に使ってゴミにしない取組や大気汚染対策、菜の花をいっぱい植え込んで花を美しくしながら、良好な自然景観作りによる観光振興と環境教育、休耕田や放棄された畑を活用して、地産地消の推進と食料自給率の向上」 「地球温暖化防止の未来に配慮している分、=「エコ価値」の高い製品の製造とコミュニケーションズ育成。 地域基金と地域通貨創造による環境活動等への支援。 住民・企業+教育機関+自治体等が協働して「持続可能な地域自立の資源循環型社会」実現である。 提案理由 本プロジェクトの目的を達成する為に、菜種の収穫は必要不可欠である。 代替措置 菜種を単なる作物と捉えず、環境浄化ツールとして、そして、地域再生の象徴として考慮していただきたい。	D		河川法第27条は、河川区域内の土地の掘削を行う行為等が、河川管理施設(堤防等)に損傷を与え洪水の他に塩害等大きな被害を引き起こすおそれがない等を確認するため、河川管理者の許可を必要としている。このため、河川管理施設に損傷を与えない等河川管理上支障がなければ、許可を受けることが可能である。 また、治水又は利水上の支障を生じおそれ少ないと考えられる「軽微な行為」については、許可が不要である。「軽微な行為」とは、河川法施行令第15条の4により規定されており、「河川管理施設から一定の距離がある河川敷での耕転、等が該当する。許可が不要となる河川管理施設からの距離については、一般的に10m以上となっているが、河川によって河川管理者が、河川管理施設の構造又は地形、地質その他の状況により個別に判断している場合もある。 従って、ご提案の草花の播種については、治水支障のない等の箇所においては現行規定により対応は可能なものと考えられる。添付資料で頂いているとおり、既に実施されている事例もある。実施箇所について、対応可能であるか否かについては、当該河川敷地の河川管理者にご相談ください。 なお、河川は公共用物であることから、水面を含むその敷地の利用は一般公衆の自由な使用がなされることを原則として、河川法第24条の土地の占有の許可が必要となる場合がある。この点に関しては、河川管理上の支障を及ぼさない場所が確保されていることが不可欠であることから、原則的に、国有地である河川敷における収穫による収益を目的とした農地の占有は認めない。 ただし、本要望の趣旨に沿う手法として、例えば、市町村等が占有主体となつて、公衆を排除し、その中において菜の花を植え、当該市町村との合意等の上で、要望の趣旨に合致するような方法(「収穫」を行う)というようなものも考えられる。このような占有をしようとする場合は、関係市町村に相談された上で、各河川管理者にご相談ください。					BINGO菜の花プロジェクト	1 0 2 3 0 6 0	個人	広島県	農林水産省 国土交通省		
120020	河川敷において菜の花栽培可能とする要件緩和	河川法第23条	流水の占有をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。	人と地域を再生する「菜の花プロジェクト」を一般河川の河川敷において、菜の花を栽培する為により取り出される様、要件緩和を求める。	本プロジェクトの目的は、 「農後の母なる戸田川を「清流」として取り戻し、癒しの場と人が集まる場所として蘇らせる。使い終わった天ぷら油をディーゼル燃料に使ってゴミにしない取組や大気汚染対策、菜の花をいっぱい植え込んで花を美しくしながら、良好な自然景観作りによる観光振興と環境教育、休耕田や放棄された畑を活用して、地産地消の推進と食料自給率の上」 「地球温暖化防止の未来に配慮している分、=「エコ価値」の高い製品の製造とコミュニケーションズ育成。 地域基金と地域通貨創造による環境活動等への支援。 住民・企業+教育機関+自治体等が協働して「持続可能な地域自立の資源循環型社会」実現である。 提案理由 菜の花を栽培する為に必要最低限の取水は必要不可欠である。 代替措置 河川敷の菜の花に散水した水は、川に流ると考えられる。	C		河川の水を使う場合には、 「水の消費量・消費等」が支障がないか 取水予定量は河川流量から判断して可能な量なのか など河川の流水の使用の秩序を守るため、様々な判断基準を踏まえ、河川管理者の許可を受けることが原則であり、これらの要件を確認することはできない。 なお、取水の目的、取水量、取水形態、用途によっては許可が可能な場合もあるが、いずれにしても、本ご提案に関してはその事業計画等の詳細も明らかではないので、当該河川の河川管理者にご相談ください。						BINGO菜の花プロジェクト	1 0 2 3 0 6 0	個人	広島県	国土交通省	
120030	地方分権の視点から広域地方計画協議会の運営について地方に権限委譲	国土形成計画法第10条第7項	広域地方計画は、国土形成計画法第9条第1項の規定により、複数の都府県の区域からなる広域地方計画区域として国土交通大臣が定める国土形成計画である。その策定に当たっては、同条第3項の規定により、国の関係機関及び都府県等からなる広域地方計画協議会の協議を経なければならないとされており、同法第10条第7項の規定により、同協議会の職務は国土交通省において処理することとされている。	国土交通省において処理される広域地方計画協議会の職務の権限を関係府県及び関係指定都市の連合体に移譲する。	国土形成計画は、わが国の総合的な国土の形成に関する施策の指針とする全国計画と、全国計画を基本として区域ごとの指針とする広域地方計画で構成される。国土形成計画の前身である全国総合開発計画には全国計画のみで広域地方計画に相当する計画はなかったが、これは地方分権の一環として、国土形成計画をより地方の特性や実情に応じた計画とすることを目的として取り入れられたものである。 広域地方計画の策定業務を進めるにあたっては、関係機関で構成する広域地方計画協議会が関係区域ごとに協議され協議が行われるが、当該協議会の職務は国土交通省が処理することとされている。更に地方分権を進める観点から、広域地方計画をより地方の計画として掲げたいと考えているため、当該協議会の職務の権限を実際に地域の実情にあつては関係府県及び関係指定都市の連合体に委譲することが望ましい。	C		広域地方計画は、国土形成計画法第3条第2項の規定により、地方公共団体の主体的な取組を尊重しつつ、全国的な規模又は全国的な視点から立て行なわれなければならない施策の実施その他の国が本来果たすべき役割を踏まえ、河川の責務が全うされることとなるよう定めるものである。その策定に当たっては、地方の特性や実情に応じた計画とするため、広域地方計画協議会において国及び都府県等が対等の立場で意見調整を行うこととしている。その上で、国の責務が全うされることとなるよう計画を策定する観点から、国(国土交通大臣)が定めることとし、同協議会の職務についても国の関係機関(国土交通省)が処理することとしている。このため、当該地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずる「特区」にはなじまないものとする。	右提案主体の意見につき検討し回答された。					国土交通大臣は、国土形成計画法に基づき、広域地方計画を定めようとするときは、広域地方計画協議会における協議を経ることとして、国と協議会の職務を分担する旨との緊密な連携が望ましい。このため、こうした国土交通省と協議会の連携が最も円滑かつ効果的に行われるためには、計画策定プロセスに最も関与のあり国土交通省において協議会の職務を担うことが適当であると考える。 国土交通省がこうした職務を処理することは、協議会の構成員である地方自治体が主体性を発揮し、計画の策定に際しては、真に地方の特性や実情に応じた計画とすることを妨げるものではないと考える。	1 0 9 5 0 2 0	大阪府	大阪府	国土交通省	
120040	公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項第1号の適用除外	公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項第1号	本法においては、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、都市計画区域内における一定面積以上の土地(例えば、都市計画施設、道路、河川予定地の区域(20㎡以上、等)の取得費について、事前届出を義務付けることにより、地方公共団体等に当該土地の取得に協議の機会を付与する公有地の先買制度が規定されている。	越谷流通業務団地のような、事業が完了した流通業務団地に限り、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項第1号の適用を除外することにより、届出義務者が土地を有償譲渡する場合であっても、譲渡の制限(同法第3条)を設けることなく、円滑な契約行為ができるようにする。	越谷流通業務団地は、昭和45年の「東京都についての流通業務施設の整備に関する基本方針」で、「北部の流通業務地区」として位置付けられるとともに、同年12月に「越谷流通業務地区」(地域地区)及び「越谷流通業務団地」(都市施設)として都市計画決定された。その後、越谷流通業務団地造成事業は、昭和50年1月に供用を開始し、昭和62年度に完成している。 当該団地は、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項第1号に規定される都市計画施設である。本項では公有地の拡大の推進に関する法律第3条第3項ただし書の規程を定める条項により、都市計画施設における100㎡以上の土地を有償譲渡から土地所有者に届出義務が生じるため、当該団地についても、これまでその取扱いを続けてきたことである。 しかし、公共用物の先行取得を主たる目的とする同法の趣旨と照らせば、既に事業が完了している当該団地の区域内にあつては、仮に届出がなされたとしても、一般的に公共用地を先行取得する可能性はないと見られる。 従って、本提案は、同法第4条第1項の届出義務について、当該団地のような、事業が完了した流通業務団地に限り、適用を除外することを求めることとする。 提案理由 当該団地では、公共用地を先行取得する可能性がなく、同法による届出制度によって必要以上に民間の土地取引を妨げ、譲渡制限すべきではなく、併せて、民間の土地取引に弾力性を持たせたいという意味でも有益なものになると考えられることなどから、上記の適用除外について提案するものである。	D		公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第6号以下公拡法という。)は、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買制度を整備し、もって公有地の拡大の計画的な推進をすることを目的としている。 本提案のように、都市計画施設として都市計画決定された、越谷流通業務団地に関する事業、敷地についても、完了している場合、当該団地の区域内の土地は、都市計画によって定められたトラック・ミニマル、流通業務施設等が建設され、これら都市計画施設の用に供されているものである。 このため、当該団地の土地は、都市計画が変更される等の特段の事情がない限り、都市計画施設の用に供されているものであり、当該土地が有償譲渡される場合であっても、公拡法第4条第2項第3号に該当し、届出義務は適用されないと考えられる。よって、本提案内容は、現行法上対応が可能である。								1 0 6 0 1 0	越谷市	埼玉県	総務省 国土交通省
120050	土地区画整理事業の直接施行に係る建築確認の適用除外	建築基準法第2条及び第6条 土地区画整理法第77条第7項及び第78条第1項	土地区画整理法第77条の規定により、仮換地を指定した場合において、施行者は自ら建築物を移転することができるが、建築基準法上、建築に該当する場合は、建築確認が必要となる場合がある。また、土地区画整理法第78条の規定により、施行者が建築物等の移転をした場合には、損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償することとされている。	土地区画整理事業における地方公共団体等の直接施行による建築物の移転に際し、当該建築物に係る建築確認は不要とする。または、当該建築物の補償等の差正を行っても対象物の同一性は阻害されないものとし、損失補償の対象外とする。	直接施行の迅速化による土地区画整理事業の円滑な施行を目指す。 [提案理由] 施行者が建築物を換地に移転する場合、建築物が同一であるにもかかわらず、建築基準法上「新築」として建築確認が求められているが、そのために補償等の差正を行った場合、建築物の同一性が阻害されたとして土地区画整理法上損失補償の対象となる可能性がある。これが、施行者による直接施行の円滑な執行の妨げとなっている。	C		建築基準法は、国民の生命、健康及び財産を保護するため、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の構造及び設備等に最低限の基準を定め、建築工事に着手する機会をとらえて現行法に適合させることとして建築物の安全の確保を図り、国民の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的としているものである。そのため、建築基準法第1項の規定により、建築物を建築する場合には、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準法(建築基準法)に適合すること及びその他の関係法令における規定、構造、防火、衛生、設備等の単体規定及び市町村の良好な環境の形成のための集団規定等により、適合することとなることについて、建築主事の確認を受けなければならないとされており、建築確認に係る即要の実現は困難であると考える。 また、土地区画整理法第78条第1項に規定する損失補償については、施行者が建築物を移転し、若しくは売却したことから他人に損失を与えた場合等に、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償することとされている。	希望による建築物の移転の場合、建築物の上層部分について特段の問題はないと考えるが、その場合でも新築同様に建築確認が必要とされている理由は何であるか回答されたい。 併せて右提案主体の意見につき検討し回答された。						建築基準法において、既存建築物を一の敷地から他の敷地へと移転させる場合は、「建築」に該当することとなり、当該既存建築物について、移動後の敷地において適用される現行の建築基準法(建築基準法)第1項第1号は、施行者が建築物等を移転し、若しくは売却したことから他人に損失を与えた場合等に、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償することとされているため、本事業のように損失を与えていない場合には、施行者は損失補償を行う必要はない。 また、判例にもあるとおり、土地区画整理法上、建築物等の仮換地への移転が事実上又は法律上不可能な場合などには、当該建築物等の除却をすることを認めている。]	1 0 9 3 0 0	兵庫県	兵庫県	国土交通省

管理コード	要請事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容-提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管-関係府庁			
120240	貨物自動車運送業での運賃の弾力化	貨物自動車運送事業法第9条、第26条第1項第5号、貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項	運賃・料金については、事後届出制がとられており、利用者の利便や公共の利益を阻害している事業があると認められる場合を除き、自由に運賃・料金を設定して提示することができる。また、事業用自動車の政等に変更がある場合には、事業計画の変更の事前届出が必要となる。	もったいない運送(各拠点にあるもったいないモ、あまりモノをばかに運んで役立つものにするための運送の仕組み)を朝倉市で実施するにあたり、運送業者を鹿毛運輸でのトラックを使い実施する時に、運賃をガリリン程度で実行する事を認めてほしい。もったいない運送は、モ、ただでなくも動き、地域のちよとした困りごとを解決している。地域貢献の輪が広がります。ドライバーは、ソーシャルドライバーという名称で、自社の社員はボランティアで参加し、その他の地域のボランティアも同乗させ、社会貢献にも希望したい。仕事の意味を考えていただき、充実は地域が活性化します。)	教育、環境及び福祉等の分野のコミュニティビジネスを実施している組織でネックになるのが送料。送料が高品よりも高く運ぶの地域へと出せない商品。これを宅配便のような定期的な集配など、まず当日配達には無理、負担できる送料に限りがあります。ですが独自に運送するほどの人材費、ガリリン代、車のリース代支払も余裕がないという現状です。自分の地域のこまめは地域の制度で、自分の地域でも展開するものがあるためにはあります。それらを活かさず捨ててしまうのはもったいない。そんな気持ちがある方と組み、社内の若者等が各地を回ることで研修にもなり、さらには地域にも貢献するので、週末で稼働しないトラックをいかにして「もったいない」運送を実施し、地元産品を持って行き来することで地域活性化を図るよう実現していきたい。なので、貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業報告規則、にもつき運賃規制の緩和を希望いたします。具体的には運賃はガリリン程度又は自由化し、安全性は、法律に基づいて実施したい。	D	-	ご提案頂きました事項について、当該運送行為を行う際に、事業として行う場合とボランティア(自家用)として行う場合に分けて回答させていただきます。									1 0 0 6 0 1 0	有限会社 鹿毛運輸	福岡県	国土交通省	
120250	京浜港-千葉港間の海上コンテナはしけ輸送における船員法の適用除外	船員法第1条	船員法は、海上を活動の場とする船舶航行の特殊性(ex.小さなトラブルが衝突・沈没等の重大事故を惹起しやすいため)に上からの支援が及びにくい等)に着目して、海上交通の安全確保と船員労働の保護を図るために制定された法律である。その適用対象は、海上を航行する船舶とされており、例外的に港内のみを航行する船舶は適用除外となっている。	京浜港-千葉港間の海上コンテナはしけ輸送について京浜港間の海上輸送と同様の「港のみを航行する船舶」とみなして船員法の適用を除外する	京浜港-千葉港間の海上コンテナはしけ輸送はトラック輸送と比較して85%のCO2排出量削減効果があり、渋滞緩和と環境負荷軽減に一定の成果を上げている。 現状 京浜港間(東京港-横浜港)には年約30万TEUの国際海上コンテナのトラックによる機材輸送が発生している。これははしけによる海上輸送に切り替えて、効率化と環境負荷軽減に資する効率的な物流体系を構築するための取組みが官民協働体制で進められている。 同区間においては1万7千TEU(18年度)の輸送を実施している。 はしけ輸送のメリット 既に京浜港間の機材輸送の10%ははしけ輸送にシフトしている。はしけ輸送はトラック輸送と比較して85%のCO2排出量削減効果があり、渋滞緩和と環境負荷軽減に一定の成果を上げている。 京浜港-千葉港への航路 新たな取組みとして京浜港-千葉港への航路拡大を検討開始しており、京浜港間での物流効率化と同様の効果が期待される。 京浜港間輸送と違い 京浜港間での輸送は港内輸送であるため船員法が適用されないが、京浜港-千葉港間の輸送は港外輸送となり船員法が適用される。 船員法の適用による乗組員の支障 船員保険に加入している乗組員を確保しなければいけなことから、人員手配の調整が運航スケジュールの制約となると共に海上輸送運賃が高コストとなる。 適用除外となった場合のメリット/デメリット 陸上保険に加入している乗組員による運航が可能となるため、人員の手配の制約がなくなり、京浜港間と同様な高度なサービスを提供可能となり、効率的な物流体系構築に一層寄与する。 一方、京浜港-千葉港間を航行するはしけ輸送は、海上労働の確保に乏しい京浜港間のはしけ輸送と同様、海上の労働と対して差が見られないため特段の問題は生じない。 なお、京浜港-千葉港間は港外運送事業法の指定区間であり、はしけ輸送が可能となっている。	(1)船員法は、海上を活動の場とする船舶航行の特殊性(ex.小さなトラブルが衝突・沈没等の重大事故を惹起しやすいため)に着目して、海上交通の安全確保と船員労働の保護を図るために制定された法律である。その適用対象は、海上を航行する船舶とされており、例外的に港内のみを航行する船舶は適用除外となっている。 (2)具体的には、船員法を適用することによって、 ・安全航行に欠かせない規制の遵守(ex.船前検査、見張り、衝突防止等の航海、見張り、衝突防止等の航海、見張り、衝突防止等の航海、見張り、衝突防止等の航海) ・安全航行に欠かせない規制の遵守(ex.船前検査、見張り、衝突防止等の航海、見張り、衝突防止等の航海) ・安全航行に欠かせない規制の遵守(ex.船前検査、見張り、衝突防止等の航海、見張り、衝突防止等の航海) (3)一方、今後の要請については、港を出て航行するものであり、(1)及び(2)で述べた船員法の基本的な適用関係及びその規制の本来的趣旨と趣旨を失うことから認められない。 (4)特に、今後の要請の対象となっているはしけ輸送の周辺海域は、多数の貨物船、タンカー、漁船、旅客船等が航行する我が国でも有数の船舶海域であり、船員法の適用除外とすることには安全上大きな問題がある。 (5)また、今後の要請では、船員保険に加入している乗組員を確保しなければならぬことと関連とされているが、厚生労働省が所管する船員保険については、船員保険法に基づき目的とする総合的な保険制度(労災保険、健康保険、雇用保険)として、船員保険法に基づく運用されているものである。このように社会保険制度のあり方と海上交通の安全確保等を目的として運用されるはしけ輸送は、全く別次元の事柄である。これを混同して議論することは不適当である。	C	-	1' 例外的に港内のみを航行する船舶は適用除外となっている。との貴省の回答であるが、例外的に適用除外としている理由を明確にされたい。 2' 港外運送事業法第1条第1項第3号により、指定区間における貨物のはしけによる運送は港外運送に含まれることとなっているが、指定区間においてははしけ輸送が可能となっている理由を明確にされたい。 3' 京浜港-千葉港間の運航は比較的短距離であり、また、海域が我が国でも有数の船舶海域であるものの、当該区間に限定して自然と発生することにより、船員法を適用する必要があるのではないか。 4' また、船員法第1条第3項に基づき告示又は港則法に基づく(港)の区域を変更することにより、京浜港と千葉港を接続させることはできないか。物流の効率化、環境への負荷軽減といった観点から、特区として認めることはできないか検討し回答されたい。									1 0 0 1 0	横浜はしけ輸送事業共同組合による構造改革協議会	神奈川県	国土交通省
120260	航空障害灯に係る規制緩和(昼間障害灯による中光度白色航空障害灯の昼間の消灯)	航空法(以下「法」とい。)、第51条及び第51条の2、航空法施行規則(以下「規則」とい。)、第12条、第12条第16号、第12条第18条、第13条の2	昼間等であって、60メートル以上150メートル未満の高さの物件については、昼間障害灯が設置されていない場合、すべての航空障害灯を1個以上設置し、常時点灯を継続させなければならない。 昼間障害灯が設置されている場合、すべての方向の航空障害灯を1個以上設置し、常時点灯を継続させなければならない。ただし、規則第12条第16号ただし書の規定に基づき、国土交通大臣が航空障害灯の機能を代替することができるものと認められた電飾、野外投光器その他の照明設備を点灯している間は、航空障害灯を点灯させる必要はない。	高さ150m以下の物件については、中光度白色航空障害灯を設置しなければならないが、障害灯に使用される球の寿命は、比較的寿命の長い中光度白色航空障害灯のものでも15年程度であるため、約年1回の頻度で球替え作業が発生する。一方、近年高圧ガス保安法などの規制緩和により、化学プラントは二年以上の連続運転を行うことができることから、航空障害灯の球替え作業は保安法により球ガスが排出されている状態で行うことができる。この作業は衝突からの排ガス(熱気)にさらされる非常に危険な作業となっているため、球替え作業を化学プラントが定期検修などと併せて実施できるように1回/2年、当所のように昼間障害灯が設置されていない場合は、中光度白色航空障害灯の点灯時間を夜間のみと短くすることで、球交換頻度の延長化を行い作業の安全化を図りたい。	ご要望に係る物件は昼間障害灯が既に設置されているため、制度の現状のうち該当するが、中光度白色航空障害灯を中光度白色障害灯及び低光度航空障害灯の代替として使用する場合は、機能を十分に有しているものであることから、規制緩和による安全確保に資する見込みがあり、その機能を代替することができる。その他の照明設備、として夜間のみ点灯を継続させよう。 なお、現在ホームページにて公開している「航空障害灯/昼間障害灯の設置等に関する解説(案)案第12号(第11号)の一部改訂を行い、ご要望の内容について現行制度下で対応可能であることを明確化することについて措置したところであり、今後、関係団体への周知を予定している。	D	-									1 0 0 3 5 0 4 0	大分コンピュータ立地企業連絡協議会	大分県	国土交通省		

